

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第8号

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員） 第12条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4及び5 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略 (職員の経過措置) 2 この条例の施行の日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、第12条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（<u>令和5年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>（職員） 第12条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略 4及び5 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略 (職員の経過措置) 2 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第12条第3項の規定の適用については、同項中「修了した者」とあるのは「修了した者（<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>

改正後	改正前

附 則
この条例は、公布の日から施行する。